

## Tax

Issue P331 – 2021 年 1 月 18 日  
日本語翻訳版

# Tax Analysis

## 輸出入貨物減免税管理方法の 改革への対応

2020 年 12 月 21 日、税関総署は税関総署令第 245 号により、改正後の「中華人民共和國税関輸出入貨物減免税管理弁法」（以下“新「弁法」”）を公布した。新「弁法」は 2021 年 3 月 1 日から施行される。それに伴い、現行の「弁法」（以下“旧「弁法」”）は廃止される。

輸出入貨物の減免税優遇政策の活用は、企業における輸出入段階の通関コストの削減、日常経営のキャッシュ・フローの改善に寄与する。中国における現行の輸出入減免税は法定減免・特定減免・臨時減免の三種に分けられる。そのうち、「特定減免」は最も適用案件数が多い。「特定減免」には、特定の地域（例：海南自由貿易港等）への輸入貨物、及び特定のプロジェクト（例：国家が奨励する国内外投資プロジェクト等）若しくは特定の用途（例：慈善寄付用の物資等）に用いられる輸入貨物などに係る関税と輸入段階諸税の減免が含まれる。

輸入貨物の減免税を享受するために、通常、輸入企業は貨物の輸入前に、税関で関連の手続きを行う必要がある。一般貿易における輸入貨物は通関後、税関による監督管理の対象外である。一方、減免税を享受する輸入貨物は通関後、規定の期間内に税関による監督管理の対象となり、税関による許可を受けた区域・用途通りに対象貨物を使用し、定期的にその使用状況を報告するなど、関連規定への遵守が求められる。減免税貨物の無許可処分などのコンプライアンス違反行為があった場合、税金の追徴や行政処罰などを受ける可能性がある。新「弁法」では、輸出入貨物の減免税に関する審査・許可、税金担保、後続の監督管理等について詳細に規定されている。

### 新「弁法」の重要な変更事項

旧「弁法」は 2009 年 2 月 1 日の施行から 12 年近く経過しており、その一部の規定は時代錯誤になっている。これまで税関総署は一部条項の改正や規範性文書の公布を通じて、一部の実務手続きに対して調整を行ったが、旧「弁法」に対する体系的な改正には至っていなかった。今回公布された新「弁法」は「放管服」改革の深化・ビジネス環境整備の側面から、現在の実状を踏まえた上で、旧「弁法」の詳細の改正を行ったものである。旧「弁法」からの重要な変更事項は以下の通りである。

Authors :

#### Dolly Zhang

Partner

Tel: +86 21 6141 1113

Email: [dozhang@deloitte.com.cn](mailto:dozhang@deloitte.com.cn)

#### Yunge Wang

Senior Advisor

Tel: +86 21 2316 6366

Email: [yungwang@deloitte.com.cn](mailto:yungwang@deloitte.com.cn)

#### June Qu

Director

Tel: +86 27 8538 2378

Email: [junqu@deloitte.com.cn](mailto:junqu@deloitte.com.cn)

#### Julie Wu

Senior Consultant

Tel: +86 21 6141 1680

Email: [juliwu@deloitte.com.cn](mailto:juliwu@deloitte.com.cn)

## 税関審査許可手続きの簡素化

旧「弁法」では、減免税貨物の輸出入の前に、申請者による届出が求められ、その上で審査・許可手続きが行われることが規定されていた。その後、2017年に税関総署より公告が公布され、同年の12月から減免税貨物の届出手続きは廃止された。今回の改正で、上述の政策の変更が新「弁法」に反映された。新「弁法」の規定により、申請者は減免税貨物の輸出入を申告する前に、関連資料を取得して税関に提出し、減免税審査許可手続きを受けることになる。それに伴い、税関による審査許可の所要時間は従来の「10日（届出）+10日（審査許可）」から10日に短縮される。また、許可文書は従来の「中華人民共和国税関輸出入貨物徴収免税証明書」から「中華人民共和国税関輸出入貨物徴免税確定通知書」に変更された。この変更は税関の「簡政放権（行政機構簡素化と権限委譲）・ビジネス環境整備」の理念を体現するものである。

## 税関による監督管理年数の短縮

旧「弁法」では、減免税貨物に対する監督管理年数は「船舶・航空機：8年」「自動車：6年」「その他物品：5年」と規定されていた。科学技術の進歩や減免税貨物の買い替え周期の短縮という状況の変化に対応するため、税関総署は2017年に公告を公布し、その他物品に対する監督管理年数を3年に短縮した。今回の改正で、上述の政策の変更が新「弁法」に反映された。新「弁法」に船舶・航空機・自動車に対する監督管理年数の変更は規定されていない。

## 企業に対する信用管理の強化

近年、中国税関は積極的に企業の信用管理を推進し、企業による自主的・自律的なコンプライアンスの確保を奨励している。税関は、企業の税関政策に係るコンプライアンスの状況によって、輸出入企業を認証企業（高級認証企業・一般認証企業）、一般信用企業と信用喪失企業に分けている。「誠実で信用を守り法を遵守すれば利便を与え、信用を喪失し違法行為を行えば懲罰を与える」という理念に基づき、信用ランク別の管理措置を実施している。この理念の下で、新「弁法」では信用管理に関する内容が追加され、「企業が事実・期限通りに減免税貨物の使用状況を報告しているか否か」を企業信用管理の評価対象に組み入れた。

## その他

新「弁法」では、一部の条項に対する内容の追加・削除・調整が行われた。例として、当事者が主体の変更または終了を規定通りに税関に報告しなかった場合の罰金の限度額に関する規定の追加、税関の監督期間内における減免税貨物の質権設定に関する規定の削除、条文調整による税関総署・所轄税関・申告地税関の職責・権限と受付範囲の明確化などが挙げられる。

## 影響とアドバイス

新「弁法」は、既存の法体系を踏襲する上で、状況の変化に基づき相応の変更を加えるものである。また、「時代に即し、法に基づく行政を実施し、企業の合法的権利を保護する」という税関立法の精神を体現するものである。手続きの明確化と適切な簡素化を通じて、新「弁法」の実施は企業により多くの利便性と実益をもたらす、同時に、企業の遵法と自律を奨励するという税関の施策理念の徹底に繋がることが予想される。

新「弁法」の実施により、主に輸入貨物の減税申請者に対して恩恵が与えられる。既存の政策上、大部分の中国国内・国外の投資（増資を含む）奨励類プロジェクト、外国政府・国際金融機関の貸付金によるプロジェクト、加工貿易に従事する外国企業から無償提供された輸入設備などは、税関の免税適用対象となる。輸入貨物の減免税の申請者の所属業界は、以下の業界に集中しており、それらの企業は、新「弁法」の実施に伴う影響に注目することが推奨される。

- 集積回路・情報技術・新型表示装置・航空機修理・船舶製造などの革新的な技術産業

For more information, please contact:

### JSG Tax team

#### 華北地区

##### 北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

#### 華東地区

##### 上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

#### 川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

#### 華南地区

##### 広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

- 電力、石油・化学、農林、インフラなどの伝統型・大型産業
- 高等学校・科学研究所・研究開発センター・医療機関など

輸入貨物の減免税実務に関する私どもの経験上、以下の側面から政策の変化に積極的に対応し、輸入貨物の減免税政策を活用することが推奨される。

### 新「弁法」発効前の期間の活用

新「弁法」の実施まで一ヶ月余りの期間がある。新「弁法」の実施後、減免税の審査・許可と結果通知用の文書、及び提出資料の要求は旧「弁法」のものとは異なる可能性がある。旧「弁法」基準で取得した関連文書の継続的な適用の可能性などの経過措置に関連する事項は、企業に混乱をもたらすことが想定される。そのため、関係企業は、減免税貨物の輸入計画と執行状況を整理する上で、締結済みの契約に基づき税関の減免税許可を受けた輸入予定の貨物について、サプライヤーに契約の早期的な履行を促すことが推奨される。新「弁法」の発効前にそれらの貨物の入荷を確保することで、旧「弁法」基準で取得した関連文書の使用不可や失効の事態を避け、減免税審査・許可と契約締結が未済の輸入予定貨物については、物流所要時間・緊急度などの要素を踏まえた上で、可能な限り新「弁法」の適用対象とすることが推奨される。

### 政府機関とのコミュニケーションの整備

輸入貨物に対する減免税優遇政策の適用承認は、税関・発展改革委員会・商務部など複数の政府機関に関係する。各々の政府機関の施策管理方針・関係手続き・メカニズム・政策規定に対する理解に相違点が存在することもある。また、輸入貨物に対する減免税の適用承認の際に、貨物に対する成分検査や鑑定が必要となる可能性があり、これらの手続きは税関内の異なる部署により実施される。私どもの経験上、その場合の対処に困難を伴う企業は少なからず存在すると考えられる。関係企業は経験を積む上で、複数の政府機関との円滑なコミュニケーションのためのメカニズムを構築・整備することが推奨される。必要に応じて第三者専門機構に協力を求め、専門家のアドバイスに基づき問題の解決を図ることが推奨される。

### 輸入貨物減免税に関するコンプライアンスリスクへの注目

税関減免税業務は、政策に対する詳細な理解、及び高度な実務能力が求められる。例えば、輸入設備の免税政策の場合、特定の輸入設備に対する免税の適用を判断する際に、免税関係の産業目録または商品目録を熟知し、関連政策の施策方針と対象商品の技術的パラメータの正確な把握が必要となることが挙げられる。また、免税設備の輸入後、申請者は税関による監督管理の関連規定を遵守しなければならない。そのため、申請者は高水準の税関コンプライアンス管理が求められる。

実務上、税減免税政策及びそのテクニカル上の詳細事項に対する理解不足・専任チームによる体系的な管理不足などにより、減免税業務における誤謬やコンプライアンス違反の発生を招いた企業が少なからず存在する。その一例として、事前申請において、主体資格と投資プロジェクトの政策不適合、不完全な申請資料、技術的パラメータの要件の未充足、関税分類・原産地・価格などの不正確な申告により、減免税の適用が不可となる事態が発生することが挙げられる。また、税関による通常査察と特別査察により、コンプライアンス違反の状況が指摘されるケースも生じている。その背景には、企業による減免税貨物の不完全な事後管理に起因する減免税貨物の無断流用・繰越・賃貸・抵当、その使用と変更状況を事実通りに報告する義務の不履行などがある。新「弁法」の実施後、上述のコンプライアンス違反行為は企業の信用記録に記載され、様々な側面から企業に不利な影響与える可能性がある。

従って、関係企業は輸入貨物の減免税に関するコンプライアンス問題に注目し、内部統制プロセスの整備・ITシステムの導入による輸入貨物の減免税業務のコンプライアンス管理を積極的に検討することで、優遇政策の不当適用による税務紛争リスクを回避することが推奨される。

### 輸入貨物の減免税に関する実施策略の社内統括検討

企業の日常的な通関業務管理上、輸入貨物の減免税政策の適用状況は、その他の税関事項と相互に影響を与える可能性がある。従って、企業は輸入貨物の減免税に関する実施策略について、社内で統一的に検討する必要がある。

一つ目の事例として、国外から機械設備を輸入し、関税免除政策の適用を申請した国内企業が挙げられる。情報収集により、上述した機械設備の輸出国が中国と自由貿易協定を締結しているため、当該設備は本来、自由貿易協定に基づきゼロ関税の適用対象であることが判明した。このような背景で、企業が当該輸入設備の関税免除を申請する場合、企業の免税設備適用枠を占用するのみならず、税関による後続の監督管理などの余分なコンプライアンス義務を負うことになる。二つ目の事例として、米通商法 301 条による追加関税賦課への報復措置から影響を受けた輸入貨物貿易が挙げられる。この貨物について、関係する中国輸入企業が市場化追加関税の適用除外申請を検討する場合、輸入関税減免税政策の適用による自動的な追加関税の適用除外の対象になるか否かに留意する必要がある。

この2つの事例から、企業は輸入貨物の関税減免を唯一の選択肢として取り扱うのではなく、事実関係及び減免税申請による関係業務への相互的な影響について把握した上で、適切に判断する必要がある。

貨物の輸入は企業のビジネスアレンジにおける重要な要素である。企業は輸入貨物に対する減免税政策の適用可能性を評価するにあたって、ビジネスの意思決定の判断材料の一つとして、投資・ハイテク関係の政府支援政策（例：立地選定・移転・サプライチェーンの再編などの支援政策・研究開発などの業界優遇政策など）と合わせて、総合的な観点から適切に判断する必要がある。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

**Deloitte China Tax Managing Partner**

**Eunice Kuo**

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

**Northern China**

**Andrew Zhu**

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : [andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Maria Liang**

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

**Southern China**

**Victor Li**

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Frank Tang**

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

**About the Deloitte China National Tax Technical Centre**

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

**National Tax Technical Centre**

Email : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

**Managing Partner/Northern China**

**Julie Zhang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

**Eastern China**

**Kevin Zhu**

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

**Western China**

**Tony Zhang**

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

**Southern China (内地)**

**German Cheung**

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

**Southern China (香港)**

**Doris Chik**

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk).

## デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about)をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア([www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media)) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.